

豊見城市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

補聴器購入の助成制度です



内容

○65歳以上の豊見城市民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に、補聴器購入の一部または全額を助成します。

助成対象となる方

以下①～③すべての要件を満たす方が、助成の対象となります。

- ①豊見城市に住所を有して、実際に居住されている方。
- ②申請時に満65歳以上の住民税非課税世帯の方。
- ③耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と判断された意見書を徴することができる方。

※障害者総合支援法等他の制度で補聴器の補助・交付を受けられる方、過去に本制度の助成を受けられた方は、対象外です。

助成額

- ①補聴器本体1台分の購入費として、1人25,000円を上限とします。
- ②助成は、1人1回限りで、購入後の修理等は対象になりません。
- ③助成の決定前に購入した補聴器は対象なりません。
- ④耳鼻咽喉科の医師の意見聴取に係る費用は助成の対象なりません。

留意事項

- ①申請書の受付は、令和5年8月7日(月曜日)から開始となります。予算の範囲内の助成となりますので、先着順での上限20名の支給が決定・完了次第終了となります。
- ②補聴器の購入は、助成決定後に行って下さい。
- ③助成金の請求は、原則助成決定日から指定のあった期間内で行ってください。期限を過ぎると請求できませんので、ご注意ください。

手続の流れは、裏面をご覧ください

手続の流れ

※予算の範囲内の助成となるため先着順の受付となります。

1人25,000円(上限額)の助成で約20人分です。

①豊見城市障がい長寿課介護長寿班に来所し、対象要件の確認を行ってください。

②対象要件該当の場合は、申請書の記載・提出を行ってください。

提出頂きましたら、医師意見書様式を交付します。

③耳鼻咽喉科を受診

医師意見書を記載してもらい、障がい長寿課へ提出を行ってください。

※申請後に辞退される場合や、補聴器助成の対象でないと医師に診断された方は、必ずご連絡下さい。キャンセル待ちの方に順番をお譲りいたします。

④市から助成可否の通知書を郵送しますので、結果の確認をお願いします。

決定の場合には、「請求書・口座振替依頼書」を同封しています。

※非決定の場合もあります。

⑤補聴器を購入

※市の助成決定前に購入した補聴器は助成対象にはなりません。決定通知が届いた後、

購入してください。

⑥障がい長寿課に「請求書・口座振替依頼書」、領収書、振込む通帳の口座番号・支店名が確認できる写しを提出してください。

⑦市から助成金の振込を行います。

お問い合わせ先・来所窓口

豊見城市 福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班

TEL098-856-4292

土・日・祝日以外の午前8時半～午後5時15分(12時～13時は除く)